

オンライン資格確認等システムが導入された医療機関・薬局では 限度額適用認定証の提示が **不要** になりました！

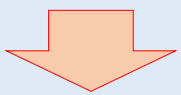
オンライン資格確認等システムが導入された医療機関・薬局では、
「健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）」や「健康保険証」を提示し、情報提供に同意することで、「限度額適用認定証」の提示がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

※医療機関・薬局では、2023年4月からオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されています！



何が変わるの？どんなメリットがあるの？

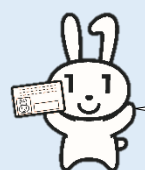
これまでは



これからは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、**事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。**

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。



申請手続き・証が交付されるまでの待ち時間・証の返却等が不要で便利！

※オンライン資格確認等システムが導入されていない医療機関・薬局では、引き続き「限度額適用認定証」の提示が必要になります。

医療機関・薬局での手続きは必要なの？

- ▶「マイナ保険証」をご利用の場合、カードリーダーで「高額療養費制度を利用」を選択し、「限度額情報を提供する」を選択してください。
- ▶「健康保険証」をご利用の場合、『オンライン資格確認で限度額情報を確認してほしい』と窓口で申し出てください。

注意事項

- ・マイナンバーが事業所へ提出されていない場合、オンライン資格確認等システムにデータの登録ができず、医療機関・薬局の窓口で資格確認できない場合がありますので、すみやかにマイナンバーの提出をお願いします。
- ・被保険者が住民税非課税者の場合は、別途「健康保険限度額適用・食事療養標準負担額減額申請証」の申請が必要となります。